2　第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

3　第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。

4　前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

5　第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

6　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条　この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第四条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（建築基準法の一部改正）

第五条　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「第八条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

（都市再生特別措置法の一部改正）

第六条　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十六第二項中「第八条第四項」を「第十七条第四項」に改め、同条第三項中「第八条第三項」を「第十七条第三項」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第一項第五号中「第十四条」を「第二十九条」に改める。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○法務省令第十八号

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第八十七条第一項（売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に基づき、更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月二十九日

法務大臣　谷垣　禎一

更生保護委託費支弁基準の一部を改正する省令

更生保護委託費支弁基準（平成二十年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表中「の市及び町」を「の市町村」に、「二、四九八円」を「二、五〇四円」に、「二、四四一円」を「二、四四七円」に、「二、三八三円」を「二、三九〇円」に、「二、三四五円」を「二、三五一円」に、「二、二六九円」を「二、二七五円」に、「二、二一一円」を「二、二一七円」に、「二、一五四円」を「二、一六〇円」に改め、同条第二項中「九百八円」を「八百八十円」に、「六百五十円」を「六百二十八円」に改める。

第七条第二項の表中「の市及び町」を「の市町村」に、「三九二、四九七円」を「三九二、五二四円」に、「三八二、五七七円」を「三八二、六〇四円」に、「三七二、六五七円」を「三七二、六八三円」に、「三六六、〇四三円」を「三六六、〇七〇円」に、「三五二、八一六円」を「三五二、八四三円」に、「三四二、八九六円」を「三四二、九二三円」に、「三三二、九七五円」を「三三三、〇〇二円」に改め、同条第三項中「一万千七百七十一円」を「一万千六百六円」に改め、同条第五項中「六千百二円」を「五千八百八十七円」に、「千百二十七円」を「千五十六円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第七条の二　前条第二項から第四項までの規定は、認可事業者が、規制薬物等に対する依存がある被保護者に対し委託を受けて当該依存からの回復に重点を置いた法第八十五条第一項本文の規定に基づく措置を行うため、その回復に関する専門的知識を有する職員（以下「薬物専門職員」という。）を当該措置を行う施設として法務大臣が指定する施設（以下「重点施設」という。）に配置したときに準用する。この場合において、前条第二項中「福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）」とあるのは「薬物専門職員」と、「指定施設」とあるのは「重点施設」と、同項及び同条第三項中「福祉職員」とあるのは「薬物専門職員」と、同項中「前項」とあるのは「次条第一項において準用する第二項」と、同条第四項中「指定施設」とあるのは「重点施設」と、「第二項」とあるのは「次条第一項において準用する第二項」と読み替えるものとする。

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、重点施設に、宿日直業務の賃金職員を配置したときは一人一日につき五千八百八十七円を支弁する。

3　認可事業者が、正当な理由なしに、第一項に規定する被保護者に係る委託を受けることを拒んだときは、同項において準用する前条第二項から第四項までの規定及び前項の規定により定める額の全部又は一部を支弁しないことができる。

別表一中「の市」を「の市町村」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の更生保護委託費支弁基準の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。